

議員提出議案第 1 号

ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 19 日

提出者 立川市議会議員 古屋直彦
伊藤大輔
木原 宏
山本みちよ
上條彰一
福島正美

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条の規定による。

ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書

近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍であることをもって外国人を攻撃し、排斥する差別的・暴力的言動（ヘイトスピーチ）が、社会的批判を集めています。

昨年、国際連合自由権規約委員会は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」上の人種差別に該当する差別的言動の広がり懸念を示し、締約国である日本に対し、このような差別的言動に対処する措置を取るべきとの勧告をしました。

さらに、国際連合人種差別撤廃委員会も日本に対し、法による規制を行うなどのヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っています。

最近では、京都地方裁判所及び大阪高等裁判所において行われた、特定の民族・国籍の外国人に対する発言に係る事件について違法性を認めた判決を、最高裁判所が認める決定を下しました。

ヘイトスピーチは、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、それを規制する法整備がされている国もあります。2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されますが、ヘイトスピーチを放置することは国際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねません。

よって、国においては、ヘイトスピーチを根絶するため、言論・出版の自由や結社の自由、表現の自由など憲法で保障されている基本的人権を踏まえるとともに、人種差別禁止の理念を明確にした特別法の制定などをはじめ、適切かつ毅然とした対策を取ることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月19日

立川市議会

議長 須崎 八朗